

～働き方改革の推進に向けたオンライン講座～

『小さな働き方改革』実践講座のご案内

働き方改革の推進に取り組む県内中小企業等の経営者や人事・労務管理の実務担当者の皆さんを対象としたオンライン講座（全2回）を開催します。本格的な働き方改革にゼロから取り組むのは大変ですが、心がけとコツを学べば、身近なこと、小さなことから取り組むことができます。

本講座では、明日からすぐに取り組める「小さな働き方改革」をテーマに職場ですぐに実践して頂けるプログラムを用意しました。

実務担当者個人での参加のほか、現場リーダーを含むチームや部署内のグループでもご参加頂けます。お気軽にご参加ください。



参加費 無料

講座テーマ 明日からすぐに取り組める！「小さな働き方改革」

講師：社会保険労務士 加藤 里美氏

●講師プロフィール●

加藤社会保険労務士事務所代表、ファーストブレイン(株)代表取締役として企業の労務管理・人事労務コンサルティングのほか、行政や支援機関等が主催する新入社員から管理職に至る幅広い層を対象とした各種研修会・セミナーの講師や人材育成支援の専門家として活躍している。



◆開催日時・内容：

第1回

9月29日(水)

13:30~15:30 (ログイン13:20~)

カリキュラム	講座内容
法改正の解説と説明	働き方改革関連法の改正内容を確認し、自社・自身の対応について点検してみましょう。
タイムマネジメントに関するケーススタディ	ある人物の職場での1日の仕事ぶりに対して、アドバイスをしてみましょう。自身のタイムマネジメントで改善できることがあるかもしれません。
時間の意識付け実践	1日を有意義に過ごすためのコツについて、解説します。解説後は実際に体験してみます。明日の業務から、即実践してみましょう。

第2回

10月8日(金)

13:30~15:30 (ログイン13:20~)

カリキュラム	講座内容
速攻問題解決の実践	悪い会議に時間をとられていませんか。良い会議にするための解決策を一緒に考えます。
業務改善に着手する	自社・自身が抱える課題について、実際に「業務改善」に着手してみましょう。

◆開催方法：オンライン配信（ZOOM ミーティングを使用）

◆受講対象：業務管理責任者・人事労務等の実務担当者ほか、チーム・部署内のグループでの参加可

◆受講定員：20組（申込み先着順です。定員になり次第、締め切りとなります。）

裏面にご記入の上、FAX・メールで **9月24日(金)** までに申込みください。

お問合せ先：山梨県中小企業労務改善団体連合会(中央会労働対策課) TEL:055-237-3215

「小さな働き方改革」実践講座 参加申込書

申込方法

この参加申込書に必要事項をご記入のうえ、以下の番号へ FAX してください。
【申込締切日 9月24日(金)】 切り取らずこのままご送信下さい。

FAX 055-237-3216

◎ メールでお申し込みの場合はコチラ → webmaster@chuokai-yamanashi.or.jp

- ※ 講座は全2回ですが、いずれか1回のみのお申し込み（エントリー）も可能です。但し、定員を超える申込みがある場合は、2日両日の申込者を優先させていただきますのでご了承ください。
- ※ 個人参加のほか、チーム・部署内のグループでの参加も歓迎しております。

山梨県中小企業労務改善団体連合会 事務局 行き (申し込み開催日に)

9月29日・10月8日の両日 9月29日のみ 10月8日のみ

◎ チーム・部署内グループで参加の場合はこちらにチェックして下さい ⇒

会社概要

会社名	※正式名称をお願いします	
会社住所	(〒)	TEL () FAX ()
申込み担当者名	(所属・役職)	(メールアドレス)

参加者氏名	(所属)	(役職)
	メールアドレス	
参加者氏名	(所属)	(役職)
	メールアドレス	
参加者氏名	(所属)	(役職)
	メールアドレス	

※ お申込を頂いた方には、講座開催前日までに参加に必要な ID・パスコード等をお送りしますので、メールアドレスは、正確にご記入して下さい。グループでお申し込みの場合は 申込み担当者様のアドレス にお送りします。

※ ご記入いただきました情報（個人情報含む）は、お申し込みの講座の実施・運営及び関連する支援制度についての情報をお知らせするためにのみ利用させていただきます。

【お問合せ先】 山梨県中小企業労務改善団体連合会 (事務局:山梨県中小企業団体中央会 労働対策課)